

学事暦の多様化とギャップタームについて

1

学事暦・ギャップタームに関する提言等

○ 教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)

基本施策16 外国語教育, 双方向の留学生交流・国際交流, 大学等の国際化など, グローバル人材育成に向けた取組の強化

【基本的考え方】

○このため、「社会を生き抜く力」の確実な養成を前提とし、英語をはじめとする外国語教育の強化、高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組(秋季入学に向けた環境整備、海外大学との国際的な教育連携等)への支援、国際的な高等教育の質保証(単位の相互認定、適切な成績評価等)の体制や基盤の強化等を実施するとともに、意欲と能力ある全ての日本の若者に、留学機会を実現させる。

16-3 大学等の国際化のための取組への支援

国際化や多様な体験活動の促進に資する秋季入学について、各大学における検討状況を踏まえた環境整備に係る支援を行う。

○ 経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)(平成25年6月14日閣議決定)

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

3. 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化

(1)教育再生の推進と文化・スポーツの振興

(略)意欲と能力に富む若者の留学環境の整備や大学の国際化によるグローバル化等に対応する人材力の強化や高度外国人材の活用、ガバナンスの強化による大学改革とその教育研究基盤の確立を通じた教育研究の活性化など、未来への飛躍を実現する人材の養成を行う。

○ 日本再興戦略-Japan is BACK-(平成25年6月14日閣議決定)

一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

2. 雇用制度改革・人材力の強化

⑦グローバル化等に対応する人材力の強化

○意欲と能力のある全学生等への留学機会の付与

・就職時期の後ろ倒し(再掲)を行うほか、多様な体験活動の促進に資する秋季入学に向けた環境整備を行う。

○ 政府・教育再生実行会議第三次提言(平成25年5月28日)

1. グローバル化に対応した教育環境づくりを進める。

②意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。

○大学は、海外の大学との交換留学や単位互換を進めるとともに、秋入学やクォーター制など国際化に対応した学事暦の柔軟化を図る。

○(略)秋入学など学事暦の柔軟化に伴うギャップターム等を活用した留学や海外での体験活動を含め、日本人学生・生徒の短期、長期の海外留学に対する支援を抜本的に強化する。

○産業界及び国は、企業や国家公務員の採用において留学経験を有する学生を積極的に採用するとともに、秋入学等に伴う採用試験、資格試験の実施時期等の見直しを行う。

2

入学時期等に関するこれまでの経緯①

- 昭和22年 学校教育法施行規則制定
 - 大学の始期は4月1日とされる。
 - 「小学校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。」(小学校に関する規定を大学にも準用)
- 昭和51年 学校教育法施行規則の改正
 - 学年途中の入学に関する制度の整備
 - 「特別の必要があり、かつ、教育上支障がないとき」は、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学・卒業させることができるものとした。
- 昭和61年 「秋季入学に関する研究調査」
 - 秋季入学研究会(代表:沖原豊氏)
 - 国民の学校歴観、児童・生徒等の身体への影響、学校の年間教育計画との関係、夏休みの位置づけ、入試との関係、会計年度との関係、国際交流上の利点と問題点、学生の就職、移行に要する経費など
- 昭和62年 臨時教育審議会第四次答申
 - 秋季入学制は「以下のとおり、大きな意義」があると評価。
 - 夏休みを学年の終わりとすることで、効率的な学習・学校運営が可能
 - 国際社会との整合性、外国との交流拡大や帰国子女受け入れの円滑化
 - 家庭や地域、自然との触れあいなど、夏休みの活用
 - 一方で、直ちに秋季入学に移行することについては、慎重な立場。ただし、「大学においては、学期ごとに授業を集中し完結させる2学期制を積極的に推進し、春でも秋でも入学できる道を拡大するとともに、高等学校でも外国との交流、帰国子女の受け入れを円滑にする視点から、秋季入学の制度を許容するなどの方策を進め、その成果を見守りながら全般的な秋季入学制への移行の条件を整えていくことも十分検討する必要がある。このためには、企業等の採用に当たっても弾力的な対応を行うことが求められる。」とした。

3

入学時期等に関するこれまでの経緯②

- 平成10年 大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」
 - 「学年暦の異なる諸外国への留学及び我が国への留学生の受け入れを促進するため、また、秋季(9月)入学をより柔軟に導入できるようにするため、学年の途中における入学」をより弾力的に認める。
 - 「また、大学入学機会の複数回化という観点から、秋季(9月)入学の導入の促進を求める声もある。受験者の選択の幅を広げ、多様な学習計画を可能にするという点で秋季(9月)入学の導入による入学機会を拡大することも有効である。」
 - 「学期ごとに授業が完結するセメスター制は、学習上の効果が高いだけでなく、外国を含めた他の大学との交流を容易にする一つの方策として有効であり、各大学における積極的な活用を推進していく必要がある。」
- 平成11年 学校教育法施行規則の改正
 - 秋季入学をより柔軟に導入できるよう、学年の途中における入学及び卒業に関する規定を弾力化した。
- 平成12年 教育改革国民会議報告
 - 「国際化を促進し、高校卒業後の学生に社会体験などの時間を与える観点から、大学の9月入学を多くの大学が実施するよう積極的に推進する。」

4

入学時期等に関するこれまでの経緯③

- 平成19年 教育再生会議第一次報告
 - 「既に約150の大学で行われている秋季入学(9月又は10月入学)を普及促進し、入学前の半年間に奉仕活動、ボランティア活動、海外支援活動等の多様な体験を通じ豊かな感性や徳目を身に付けるようにする。」
- 平成19年 教育再生会議第二次報告
 - 「国は、海外からの帰国生徒や海外からの留学生の要請に応えるとともに、日本版ギャップイヤー(※)などの導入による若者の多様な体験の機会を充実させる観点から、大学・大学院における9月入学を大幅に促進する。」
 - 「さらに、国は、海外からの帰国生徒や留学生の希望に応じられるよう、国立大学について、次期中期目標策定の際、ガイドラインを示し、9月入学を積極的に受け入れる大学・大学院を支援し、国立大学での9月入学枠の設定を実現する。私立大学においても9月入学枠設定を促進する。9月入学枠を設定する大学について、運営費交付金、私学助成等により支援措置を講ずる。9月入学と合わせて、セメスター制(半年間の学期ごとに授業が完結し、単位の修得認定を行う仕組み)の導入を促進する。
 ※日本版ギャップイヤー：3月末までに入学を決定した学生に、9月からの入学を認め、その間、ボランティア活動など多様な体験活動を行う猶予期間を与えるもの。また、4月に入学した学生に、9月までの間、多様な体験活動を認め、このような活動を評価して一定の単位を認める仕組み。」
- 平成19年 学校教育法施行規則改正
 - 学年の始期を四月以外とすることを可能にした。
 - 学年の始期及び終期は、学長が定めることとした。
- 平成24年 東京大学が秋季入学構想を公表
- 平成25年 大学設置基準改正
 - 学事暦(アカデミック・カレンダー)の柔軟化
 - 4学期制等の柔軟な採用を可能にした。

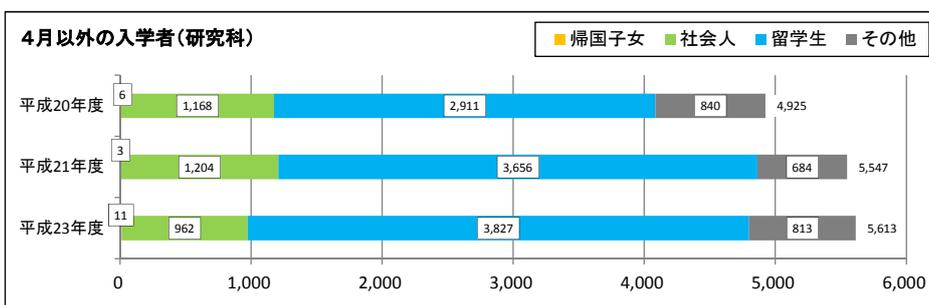
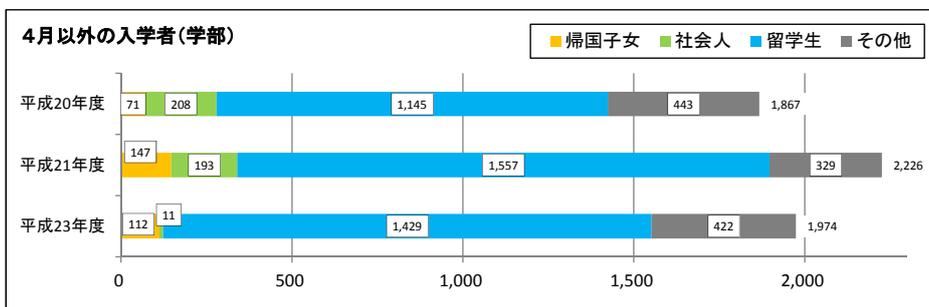
5

4月以外の入学者の状況について

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)(平成20年4月1日施行)

第163条 大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。

2 大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。



・学部段階で4月以外の時期に実際に入学者を受け入れている大学

平成23年度 120大学
(国立20大学、公立3大学、私立97大学)

・大学院段階で4月以外の時期に実際に入学者を受け入れている大学

平成23年度 211大学
(国立70大学、公立21大学、私立120大学)

※ 通信制大学、短期大学、及び放送大学を除く。

※ 平成23年度の調査対象大学は759校[22]

内訳: 国立86校[4]、公立81校[2]、私立592校[16] ([]は内数で大学院大学を示す。)

(注) 平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

出典: 文部科学省「大学における教育内容の改革状況について」

6

学事暦の柔軟化について

【大学設置基準改正の趣旨・内容】

- 授業期間について、「10週又は15週」の原則を維持しつつ、従来主流であった「週1コマ、15週」の講義を中心とした授業のあり方の多様化を推進するため、より弾力的な授業期間の設定を可能にする。
- その際、平成24年8月の中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の考え方を踏まえ、各大学における創意工夫により、一方向の知識伝達型の授業から、教員・学生が双方向に意思疎通を行うことができるような、学生の主体的な学びを重視する授業への転換が必要。
- そのため、「教育上必要」かつ「十分な教育効果」が認められる場合に、授業期間の弾力的な運用を認める。

【改正後の条文】

○大学設置基準第23条 (改正後)平成25年3月29日公布、平成25年4月1日施行
(各授業科目の授業期間)

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

想定される具体的な事例

(週複数回授業の実施)

- ・8週間で、1時間の講義を週2回実施<1単位>
→例えば、8週間を原則とした「4学期制」の実施も可能になる。

(様々な授業形態の組み合わせ)

- ・13週間で、1時間の講義を週1回実施し、特定の日にフィールドワーク(6時間)を実施<1単位>
- ・11週間で行う「サービス・ラーニング」
 - ①6週間、1時間の講義を週1回行う
 - ②4週間、地域における社会奉仕活動を現場実習として週1回(1回あたり6時間)行う
 - ③最後の週に、振り返り学修として、演習授業を1回(2時間)行う <1単位>

7

諸外国における学事暦の状況について

国名	学年	(参考)会計年度の始期
アメリカ	9月～6月	7月
イギリス	9月～7月	4月
フランス	9月～7月	1月
ドイツ	8月～7月	1月
イタリア	9月～6月	1月
デンマーク	8月～6月	1月
ロシア	9月～6月	1月
オーストラリア	1月～12月	7月
カナダ	9月～6月	4月
メキシコ	9月～7月	1月
ブラジル	3月～12月	1月
インド	4月～3月	4月
中国	9月～7月	1月
韓国	3月～2月	1月

イギリスにおけるギャップイヤーについて

- イギリスでは、貴族社会から始まった慣習として、大学入学資格を得た18～25歳までの若者に、大学に入学する時期を遅らせ、主として社会的な見聞を広めるために、猶予期間が与えられる「ギャップイヤー」が行われている。**(ギャップイヤーを取得する学生は、全体の約1割弱。)**
- ギャップイヤーの取り方は多様で有り、
 - ・ **入学を遅らせる場合**
 - ・ **在学中に休学する場合**
 - ・ **卒業後に取得する場合**等の方法がある。
- 一例として、高校が終了する6月から、大学が始まる翌年10月までの16か月間のギャップイヤーの場合、
 - ・ はじめの5か月間はアルバイトで資金を作る
 - ・ 次の5か月間でボランティア活動を行う
 - ・ 残りの6か月間を世界旅行をしたり会社で職業体験をしたりするのような、様々な活動が組み合わされている。
- これらの青少年のギャップイヤー中の活動を支援する**エージェンツ団体**は数多くあり、海外でのボランティア活動のサポート等を行っている。
- ギャップイヤーを取得した若者は、**大学を中退する割合が3～4%と少なく**(平均は20%)、ギャップイヤーの利用は、**大学での専攻についての目的が明確になる等の効果**があるとされている。企業においても、ギャップイヤーによって様々な社会体験を経た若者を評価しており、ギャップイヤーを取る学生は増加傾向にある。

9

現在行われているギャップイヤーの主な類型について

入学前実施型

国際教養大学「ギャップイヤー入試」



- ・ **9月の入学前に実施。**
- ・ 定員は10名(入学定員は約170名)
- ・ 出願時にギャップイヤー活動計画書を提出。
- ・ 6月に途中経過を報告し、8月に活動報告書を作成。
- ・ 取組内容は自由で、**ボランティア活動、フィールドワーク、部活動における後輩育成など、活動内容を自由に選択。**(入学後に報告書を提出し、審査の上、3単位を付与。)

入学後長期休学型

東京大学「FLY プログラム」※Freshers' Leave Year Program



- ・ **4月に入学するが、1年間休学。**
- ・ 11名を採択(入学定員は約3000名)
- ・ 合格後に事前申請書を提出。
- ・ 取組内容は自由で、**復興支援ボランティア、ワーキングホリデー、インドでのインターンシップなど活動は多様。**
- ・ 休学であるが、図書館等の学内施設の利用は可能。
- ・ 経費については、申請によりその一部を大学が支援。

入学後短期実施型

名古屋商科大学「ギャップイヤー・プログラム」



- ・ **原則として4月の入学後に実施。**
- ・ 実施人数は20名弱(入学定員は約850名)
- ・ 英語や生活指導を大学で行った後、フランスで合同の研修を実施。その後、**調査、ボランティア活動、企業訪問等の各自のプログラムを実施(10週)**し、7月に帰国。
- ・ 奨学金を大学が提供し、渡航往復費、現地宿泊費、保険料を支給(平成24年度実績: 10名)
- ・ レポートを提出し、審査の上、2～10単位を付与。

10